

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7年4月

松 川 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状と農業発展の推進方針

松川町は長野県の南部、下伊那郡の最北部に位置し、町の中央部を北から南へ天竜川が流れ、東に南アルプス連峰をのぞみ天竜川をはさんで東西に河岸段丘が見られる。

農業の中心は、果樹栽培であり、梨・りんご・ぶどう・桃・柿など、多品目が栽培されている。

今後とも果樹を主体とし、花き、野菜等の栽培振興を図っていく。

大島地区は地形により上段と下段の二地帯に区別され、上段の標高 520m～800mの地帯は比較的緩やかな傾斜地で梨、りんごを中心とした樹園地が広がり、松川インターの周辺では観光農園の経営も盛んであり、年間を通じた観光誘致や農業生産基盤の確保に努める。下段の標高 450m～520mの地帯は平坦地も多く、水田を中心として稲作や、果樹、施設園芸（ハウス栽培）を組み合わせた複合経営や、環境に適応した栽培体系への転換も図る。

上片桐地区は果樹を主体とした水稲との複合経営地帯であり、水田から果樹への転作を進んできている中てきたが、耕作者の高齢化も進む。果樹をはじめとして農業生産基盤も確保しつつ、果樹研修生をはじめとした新規就農者の受け入れや、梨ジョイント栽培など新技術の適用も推進する。

生田地区は、天竜川沿岸の水田地帯とこれより上段の急傾斜畑地帯に分かれる。主要農産物は、水稲・りんご・柿・梅・花木等が栽培されている。特に部奈地区では、耕作放棄地を防ぐため、集落営農の取り組みや地域農産物の価値向上を図る。

このような立地条件を活かし果樹を主体とする農業生産を展開してきたが、農業従事者の減少と高齢化・遊休農地の増加、野生鳥獣による農作物被害等様々な課題が生じている。また、遊休農地対策として始まった1人1坪農園の推進により、有機農業の水田・畑も広がり始めている。

このような中、農業の持続的な発展に向け、認定農業者等戦略を持って経営を展開する中核的経営体^{注1}を育成し、併せて「地域計画」の取り組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指す。また今後、農地取得の下限面積の撤廃により、多くの人が農業への参入が見込まれる。そのための研修会や講習会など検討の必要がある。

注1) 中核的経営体：第4期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

松川町は、農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的経営体を育成することとする。

具体的には、地域その他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定める。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：450万円 年間労働時間：2,000時間

家族経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人及び繁忙期の雇用の確保により、1経営体あたり概ね600万円の年間所得を目指すものとする。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、1経営体当たりおおむね350万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開する。

① 中核的経営体の育成

松川町の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、松川町農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指す。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の多角化等による経営発展を一層推進する。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定して確保することが必要である。

このため、新規学卒者やシルバー人材、障がい者、子育て世代など多様な担い手の確保・育成に向けた取組みを行う。多様な担い手の確保・育成にあたっては、講習会による技術力の向上を図りつつ、シルバー人材センターとの連携や「1日農業バイト」等の活用を通じて産地と一体となって対策を行う。

3 認定農業等への経営指導体制の整備方向

松川町は農業委員会、みなみ信州農業協同組合松川支所の担当職員で構成する指導チームを設置し、南信州農業農村支援センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：250万円 年間労働時間：2,000時間

(2) 新規就農者数の確保目標

新規就農の状況については、令和元年度から松川町果樹農業研修制度を開始し、元年度から6年度までに9名の研修生を受け入れた。今後も継続して中核的経営体を安定的に確保・育成するため、年間1人以上（45歳以下）新規就農者の確保を目標とする。また、県の里親研修制度を活用して研修を行う青年の就農や、親元就農して営農する青年についても、農業者として技術や経営能力を身に付けて地域の担い手として育成されるよう、技術向上や経営能力向上、農地の確保等必要となるサポートを産地で一体となって行う。

5 部門別誘導方向と地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

ア 普通作物

米・麦等土地利用型作物については、地域の実情に応じて、農地中間管理事業の活用及び農作業受委託の推進等による認定農業者等担い手経営体への利用集積を推進するとともに、米と果樹等の複合経営の育成や消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実益者ニーズに対応した麦・大

豆・そばの生産拡大など産地化を推進する。また、農用地や農業用排水路等の農業生産基盤の整備等を実施することにより、農用地を有効に活用するとともに、水田の畑地利用を推進するため、暗渠排水や排水路の整備等を進める。

イ 園芸作物

果樹・野菜・花卉等、本町農業の主体を占める園芸作物については、園芸振興を通じて畑地整備と作付けの団地化、省力・機械化、新品目・新品種の導入、委託育苗等部分作業受委託、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、担い手経営体を中心とした産地の体質強化を促進する。また、標高差等の地域の立地条件を活かした特色のある農業の振興、地域特産物、観光資源等を活用した農産物加工・観光農園・農家民泊等、6次産業化による付加価値の高い農業の展開を図る。

ウ 畜産

畜産については、先進技術の高能力家畜の導入、畜産物の高付加価値化、経営管理の合理化等と併せて、自給飼料の増産、ヘルパー制度の充実等を進め、ゆとりある安定した経営の確立を図る。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が地域農業を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化している。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組みを通じて、中核的経営体となる新規就農者の確保・育成の方針を明確にすることが必要である。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指す、高付加価値化に向けた検討も重要となる。また、環境保全型農業の推進にあたっては、遊休農地を活用した環境保全型農業の推進、食育と連携した農産物の学校給食での活用を引き続き推進するとともに、参加型認証制度により環境に配慮した農業を地域全体での取組みとすることを目指す。果樹生産においても、信州の環境にやさしい農産物認証の取得等の取組みを推進し、できる限り環境に配慮した栽培体系の構築・技術の普及を図る。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となる。

こうした観点を踏まえ、中山間地域等特に担い手が不足する地域においては、以下の①、②、③を基本に地域の実情に応じた方向性を定め松川町、農業協同組合、農業委員会、農業農村支援センター等、関係機関・団体が一体となり推進を図るものとする。

- ① 中核的経営体を目指す「家族経営体」の確保・育成を進める方向
- ② 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向
- ③ 遊休農地等を利用して「環境保全型農業」を進める方向

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、企業的農業経営体の育成を推進する。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により、経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により、他産業並みの労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図る。

2 農業経営指標

(単位：a、人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	なし+りんご (果樹専作)	200	幸水 30、豊水 50、南水 60、ふじ(普通木) 60	1.0	1.5	4,500	6,000	町内全域
2	りんご+なし (果樹専作)	170	ふじ(普通木) 50、シナゴールド(新わい化) 50、シナスイート(新わい化) 20、豊水 20、南水 30	1.0	1.5	4,500	6,500	〃
3	りんご+なし+干柿 (果樹専作)	170	つがる(新わい化) 40、シナゴールド(新わい化) 30、豊水 30、南水 40、市田柿 30	1.0	1.5	4,500	6,500	〃
4	りんご (果樹専作)	190	ふじ(普通木) 40、ふじ(高密度植) 40、秋映(新わい化) 40、シナゴールド(新わい化) 40、シナスイート(新わい化) 30	1.0	1.0	4,500	6,500	〃

5	なし+もも+干柿 (果樹専作)	185	幸水 50、豊水 20、南水 30、 あかつき 40、市田柿 45	1.0	1.5	4,500	5,500	町内全域
6	なし+りんご+ぶどう (果樹専作)	150	豊水 40、ふじ(新わい化)80、 ナガノパープル 20、シャインマスカット 10	1.0	1.5	4,500	5,500	〃
7	きゅうり+干柿 (野菜・果樹複合)	60	きゅうり(半促成・加温)20、 きゅうり(夏秋・露地)20、市田 柿 20	1.0	1.5	4,500	6,500	〃
8	ダリア+草花類 (花き専作)	50	ダリア 50	1.0	1.5	4,500	6,500	〃
9	りんご+花き (果樹・花き複合)	120	シノスイト(新わい化)30、シノゴ ールト(新わい化)30、ふじ(新わ い化)40、テールフィニウム 20	1.0	1.0	4,500	6,000	〃
10	酪農	600	搾乳牛 40 頭、育成牛 10 頭	1.0	1.5	4,500	6,500	〃
11	養豚+なし+りんご	80	母豚 40、豊水 20、南水 20、 ふじ(新わい化)40	1.0	1.0	4,500	7,000	〃
12	りんご+梅+干柿 (果樹専作)	110	つがる(新わい化)20、シノスイ ト(新わい化)20、梅 40、 市田柿 30	1.0	1.0	3,500	4,500	山間地等 条件不利地域
13	花木+梅 (花き・果樹複合)	140	南天 40、フサスグリ 20、リアトリス30、 梅 50	1.0	1.0	3,500	4,000	〃
14	水稻+作業受託	4,000	水稻 1,000、作業受託(基幹 3 作業)3,000	1.0	1.0	4,500	6,500	町内全域
15	果樹+観光農園・直 売+加工	170	オウトウ 10、あかつき 10、つがる 10、シノスイト(新わい化)30、シ ノゴールト 20、ふじ(普通木)50、 ふじ(新わい化)40	1.0	1.5	4,500	6,500	〃

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」を基軸としながら、良食味や高品質な県オリジナル品種「風さやか」などの生産を拡大 ・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進 ・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進 ・「にじのきらめき」など高温耐性品種の導入
おうとう	・無加温ハウス栽培、早生品種の導入、品種構成の適正化、適正着果
りんご	・省力で収益性の高い高密度栽培・新しい化栽培への加速的な転換 ・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化 ・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及 ・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築 ・気象の変化による「ふじ」等の色づき・高温に対して、産地を守るため技術での対策を図る
ブルーベリー	・露地栽培、品種構成の適正化、適正着果
ぶどう	・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ」等県オリジナル品種等の生産を拡大 ・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入 ・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進 ・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及 ・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築
な し	・県オリジナル品種等への転換 ・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及 ・優良園地の集積による生産性の向上
も も	・高糖度な品種への転換と面積拡大 ・改植による樹園地の若返りを推進 ・疎植低樹高仕立て栽培の推進
アスパラガス	・夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進 ・施設化による病害対応と多収穫を推進 ・一年養成苗等の活用による短期成園化を推進 ・新規栽培者の確保・育成
きゅうり	・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進 ・夏秋型作型の生産安定による単収の向上 ・新規栽培者の確保・育成
ダリア	・F1 品種の導入、優良品種の導入、パイプハウス栽培(雨除け)
乳用牛	・搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進 ・性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進 ・血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上 ・公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上
豚	・グループシステムやマルチプルサイトシステムの導入による飼養管理の省力化と子豚の育成率の改善 ・多産系種豚の導入及び母豚の空胎日数減少による生産性の向上 ・子豚育成期の疾病対策と母豚の健康維持による子豚死亡率の低下 ・飼料用米利用による低コストで特色ある豚肉生産の推進 ・豚コレラの侵入防止の徹底と適切なワクチン接種

農業 関連 事業 部門 の 展 開 方 向 例	NO	区 分	内 容	年間所得 (千円)	備 考
	1	観光果樹園経営	観光果樹園(アウトウ、りんご、ぶどう等) 直売施設 1 棟	2,000 ～ 2,500 程度	
	2	漬物共同加工 経営	野菜、きのこ等加工 加工処理施設 1 棟		加工処理施設は共同
	3	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設 1 棟		施設直売と産地直送
	4	滞在型体験農園	牛肉、牛乳等の直売・提供 畜産物・直売提供施設 1 棟		
	5	農家民泊	農村での暮らしの提供、農作業体験、宿泊 宿泊棟・農作業体験棟		修学旅行受入

参考 1：環境保全型農業への取り組み事例

(単位：a、人、千円)

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
参 1	水稻＋果樹 (エコファーマー)	150	水稻 30、ふじ 40、つがる 30、 シナスイート(新わい化) 30、 シノゴールド(新わい化) 20	1.0	1.0	4,500	6,000	
参 2	果樹 (信州の環境にやさしい農 産物、特別栽培農産物)	200	つがる 30、シナスイート(新わい 化) 40、ふじ 60、豊水 30、 南水 40	1.0	1.0	4,500	6,500	
参 3	野菜類複合 (有機農業、J A S 有機)	100	少量多品目栽培 (有機栽培)	1.0	1.0	4,500	6,000	

注 1) 生産過程等における化学合成農薬の使用回数(有効成分カウント)及び化学肥料の使用量(窒素成分量)がいずれも地域で慣行的に行われている使用量のおおむね 50%以下の栽培を前提とした。

注 2) 長野県農業経営指標(平成 28 年版)と有機農業民間技術事例調査の野菜経営の事例を用いて算出した。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(「経営体の所得目標」については p 8 に統合)

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000 時間)の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は年間 150 日以上を目指し、法人等就業 5 年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととする。

2 農業経営指標(新規就農)

(単位: a、人、千円)

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
1	りんご (果樹専作)	130	つがる(新わい化)40、シナスイート (新わい化) 40、ふじ 50	1.0	1.0	2,500	2,600	中古農業用機 械等のリース の活用、また成 園・施設のある 農地等を賃借 し、経営の安定 化を図る。
2	りんご+ぶどう (果樹専作)	55	シナスイート(新わい化)10、ふじ 30、 ガッパプル5、シャインマスカット 10	1.0	1.0	2,500	2,900	
3	りんご+干柿 (果樹専作)	90	つがる(新わい化)40、シナスイート (新わい化)40、市田柿 10	1.0	1.0	2,500	3,500	
4	りんご+もも (果樹専作)	80	なつっこ 10、シナスイート(新わい 化)20、ふじ(新わい化)40、あ かつき 10、	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	りんご+なし (果樹専作)	100	シナスイート(新わい化)20、幸水 10、豊水 10、南水 10、ふじ 50	1.0	1.0	2,500	2,700	
6	干柿+アスパラガス (果樹・野菜複合)	60	干し柿 40、アスパラガス(半促 成) 20	1.0	1.0	2,500	3,200	
7	アスパラガス+りんご+ 干柿 (果樹・野菜複合)	65	アスパラガス(露地)20、シナスイート(新 わい化)15、市田柿 30	1.0	1.0	2,500	3,300	
8	トマト+きゅうり (野菜複合)	30	トマト(雨よけ)20、キュウリ(夏秋)10	1.0	1.0	2,500	3,500	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関（営農支援センター、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合等）が連携して支援を実施するよう努める。 1 施設・機械投資の低減 ・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 ・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 ・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 ・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めるとともに、経営撤退者から生産基盤や顧客を含めた第三者承継を図ることも望ましい。 ・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましい。 ・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 ・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 2 経営管理及び生産方式 経営管理及び生産方式は、第2の2に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。
-------------------------	---

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

松川町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、シルバー人材、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

加えて、松川町の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行う。

これらのサポートを一元的に実施できるよう、松川町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携した松川町担い手育成総合支援協議会により、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築するよう努める。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担うものとして当該者を育成する体制を強化する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 町および関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業農村支援センター、農業協同組合、長野県農業公社、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

松川町は、松川町担い手育成総合支援協議会及びみなみ信州農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を（県農業経営・就農支援センターが指定する様式で）整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供する。また、県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、最新情報を常時発信するよう努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりとする。なお、目標年次は令和10年とし、集積面積には基幹的農作業（水稲については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

地域区分	効率的経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
大島・上片桐・福与部奈地域	45%程度	
生東地域	20%程度	
町全体	43%程度	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

大島地区は地形により上段と下段の二地帯に区別され、上段の標高520m～800mの地帯は比較的緩やかな傾斜地で、果樹を中心とした専業経営と果樹と水稲による複合経営に志向し、下段の標高450m～520mの地帯は平坦地で水田を中心として施設園芸（ハウス栽培）が行われ、近年は水田から果樹への転作が進んできている。

上片桐地区は果樹を主体とし水稲との複合経営地帯であり、近年大島地区と同様に水田から果樹への転作が急速に進んできている。

生田地区は、天竜川沿岸の水田地帯とこれより上段の急傾斜畑地帯に別れる。主要農産物は、水稲・りんご・梅・花木等が栽培されている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

このため、地域計画の取組みにより地域の特性に応じた将来方針を明確化するとともに、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・農地集約を促進する。その際、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとする。また、関係機関として、農地を次世代の就農者に繋いでいくこと、環境保全型農業で持続可能な農業を推進することを目的とした法人「グリーンみらいまっかわ」との連携を図り、耕作放棄地の解消等に努める。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

ア 大島地区下段地帯

この地帯においては、土地基盤の整備、機械化省力化経営等が進んでおり、また農道整備も完了しているため、生産体制が整備されている。将来的には農業者の高齢化により耕作放棄地が発生しないよう、集落的な営農を推進していく必要がある。

イ 大島地区上段地帯

この地帯においては、公共施設、工業団地、住宅地が集中している名子地区と松川インター付近に果樹園地帯が広がる上大島地区がある。名子地区においては主に水田・果樹が点在しており住宅用地としての需要が多くなってきている。今後については有効な土地利用に考慮しな

がら振興していかなければならない。激しい変化が予想される地区として、農業においては土地利用や環境保全に配慮しながら振興を図っていく。

また、上大島地区はりんご・梨を中心に樹園地が広がり、中央自動車道松川インターの開通に伴い観光農園としての経営が中心となっている。観光としての新品種のサクランボ等の栽培も徐々に増え、年間を通じての観光客誘致に努めている。今後については、農業生産の主力地域と位置付け農業基盤の確保に努める。

ウ 上片桐地区

この地区は果樹を主体に構造改善事業で整備された団地が中心部にあり、水田等複合的な経営が行われている。近年までは水田を果樹に転作が進んできていたが、耕作者の高齢化等により耕作放棄地が増加してきている。将来は耕作放棄地を含めた団地化等により、大型機械導入による省力化を促進し農業の近代化を図る。

エ 生田地区

この地区は山間傾斜地の割合が大きく基盤整備が遅れた地域が多いことから、機械化・省力化が困難な条件にあり、生産力が低いのが現状である。生田梅の生産が盛んに行われていたが、近年では花梅、花木等の花卉栽培が増加し地形を活かしながら、作業の軽減を図りながら高齢者でも取り組みやすい品種栽培を推進していく。特に部奈地区では、耕作放棄地を防ぐため、集落営農の取り組みや地域農産物の価値向上を図る。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。

その際、松川町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

松川町は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即しつつ、松川町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

松川町は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業
- ③ 農用地利用改善事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の大島、上片桐地域においては、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で、効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の生田地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことにより、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条

第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である果樹等の農繁期に配慮して設定することとし、開催に当たっては、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか定期的に進捗管理を実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

松川町は地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う地域の話し合いによる合意形成を通じて、認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積を進める。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件農用地保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作物の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営第564号）様式第4号の認定申請書を松川町に提出して、農用地利用規程について松川町の認定を受けることができる。
- ② 松川町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切なものであること。
 - ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程に定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 松川町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を松川町の掲示板への掲示により広告をする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 松川町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が、(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる事項に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について、利用集積をするものであること
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 松川町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 松川町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、関係機関との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

松川町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには、利用権の設定への移行の促進
- カ 農業委員会、農業協同組合等関係機関及び委託農家の代表等関係者の協議による農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

4 利用権設定等促進事業に関する事項

法改正により、農地中間管理事業への移行が進められることとなった。松川町は農地中間管理機構とともに、終期を迎えた契約について円滑な統合に向け調整を進める。

5 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 松川町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う（公財）長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 松川町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

農地利用集積円滑化事業については、法の改正により、農地中間管理事業への移行が進められることとなった。ついては、松川町は農地中間管理機構とともに、終期を迎えた契約について円滑な移行に向け調整を進める。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

松川町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、シルバー人材、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携
松川町は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施設との連携に配慮するものとする。
 - ア 松川町は、前河原地区非補助土地改良事業（平成 6 年度～平成 13 年度）による圃場整備を通じて水田の大区画化を図った。今後においては水稻、野菜栽培の産地化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

- イ 松川町は、農業農村活性化農業構造改善事業等により果実選果施設の整備、農産物の冷蔵施設の設置を図り特産果実の有利販売、産地の銘柄を高めてきたが、引き続き町の活性化、健全な発展により望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 松川町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みにより、水稻作、転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 松川町は、公共下水道事業（平成4年度～平成18年度）の推進を図るとともに、農業集落排水事業を促進し、農村地域の定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 松川町は、中山間地域等直接支払事業により、優良な農地の利活用を図り農作業の協業化を推進し、地域の活性化と持続可能な農業の発展が図られるよう努める。
- カ 松川町は、多面的機能支払交付金（平成26年度から）により、農村環境資源の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみの効果の高い共同活動への支援を行う。
- キ 松川町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

松川町は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための方策等について、各関係機関・団体別行動計画を樹立する。又このような長期行動計画に併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成を通じて認定農業者等担い手経営体への農用地の利用集積等を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、営農支援センター（松川町担い手育成総合支援協議会）のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、松川町はこのような強力な推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 1 1 月 3 0 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 1 3 年 1 月 1 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 2 6 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 5 年 9 月 2 8 日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。